

平成22年度原子力システム研究開発（特別推進分野）募集説明会（3月30日）における質疑

No.	分類	質問	回答
1.	試験装置の処分	設備備品として製作した試験装置や試作品の処分経費は国で負担して欲しいが可能か？	<p>①研究期間内・終了時を問わず、試験装置や試作品が不要になったら直ちに国に返納手続きをして、国の確認調査を受けて下さい。国として不要な場合は、他の用途への転用先を探し、転用先が見つからない場合は不要決定をして処分をお願いすることになります。</p> <p>②なお、研究期間内であれば処分経費に間接費を充当することも可能ですので、早めに手続きをして下さい。</p>
2.	再委託先に別に請負を発注可能か？	ある社を再委託先にして同時に請負を発注することは可能か？	<p>①受託者が研究の一部をある社に再委託し、同時に同社に資産等の購入・製造、役務、工事などを請負契約で外注することはあっても差し支えはないと考えられます。なお、一般に、再委託と請負とは契約の種類が異なることから、例えば、再委託すべき内容を請負にするなどは認められません。</p>
3.	再委託先の知的財産	再委託先の知的財産の取扱は？	<p>①受託者と再委託先との契約においては、国と受託者との契約における知的財産権の扱いが担保されるようにして下さい。</p>
4.	事後評価の為の通年度報告書等の作成	研究終了後に事後評価の為の通年度報告書等の作成を求められるが、民間では研究終了後に予算が無く苦慮している。	<p>①研究終了後の事後評価では、研究代表者に自己調査票と通年度の報告書の作成等に関し、協力をお願いすることになります。</p>